

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画	2-48
第19章 ボランティア活動の環境整備	2-50
第1節 ボランティアの活動分野	2-50
1. 専門分野	2-50
2. 一般分野	2-50
第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体	2-50
1. 個人	2-50
2. 団体	2-51
第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	2-51
1. 平時におけるボランティア意識の啓発	2-51
2. 災害時における参加の呼びかけ	2-51
第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣	2-51
1. 担当部局による登録	2-51
2. 災害ボランティアセンター（仮称）及び町による登録	2-52
3. 被災現地における受け付け	2-52
4. ボランティアニーズの把握	2-52
第20章 帰宅困難者等対策	2-53
第1節 帰宅困難者等	2-53
1. 帰宅困難者の定義	2-53
2. 帰宅困難者の発生予想数	2-53
第2節 一斉帰宅の抑制	2-53
1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	2-53
2. 安否確認手段の普及・啓発	2-54
3. 帰宅困難者等への情報提供	2-54
4. 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策	2-54
第3節 帰宅困難者等の安全確保対策	2-54
1. 一時滞在施設の確保と周知	2-54
2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請	2-54
3. 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請	2-55
第4節 帰宅支援対策	2-55

1.	帰宅支援対象道路の周知	2-55
2.	災害時帰宅支援ステーションの確保と周知	2-55
3.	搬送手段の確保	2-55
第 5 節	関係機関と連携した取り組み	2-55
1.	帰宅困難者等対策連絡協議会	2-55
2.	駅周辺帰宅困難者等対策協議会	2-55
第 6 節	鉄道事業者の取り組み	2-55

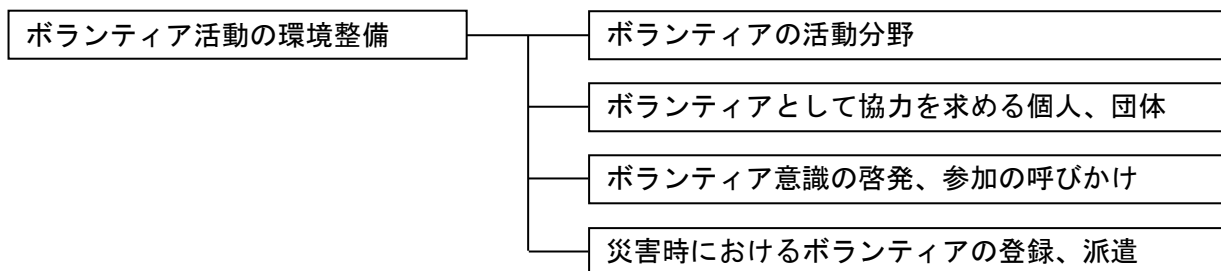
第19章 ボランティア活動の環境整備

実施担当部〔総務企画課、保健福祉課〕

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

そのため、発災時に迅速な受け入れができるよう受け入れ・調整体制を整備する。

<施策の体系>



第1節 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

1. 専門分野

- (ア) 救護所での医療、看護
- (イ) 被災建築物の応急危険度判定
- (ウ) 外国語の通訳、情報提供
- (エ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (オ) 被災者への心理治療
- (カ) 高齢者や障害者等避難行動要支援者の看護、情報提供
- (キ) その他専門的知識、技能を要する活動等

2. 一般分野

- (ア) 避難所の運営補助
- (イ) 炊き出し、食糧等の配布
- (ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- (エ) 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- (オ) 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- (カ) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- (キ) その他被災地における軽作業等

第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

1. 個人

- (ア) 被災地周辺の町民
- (イ) 応急危険度判定士
- (ウ) 被災宅地危険度判定士
- (エ) ボランティア活動の一般分野を担う個人

(オ)その他

2. 団体

- (ア)日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- (イ)一般財団法人千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- (ウ)公益財団法人千葉県国際交流協会
- (エ)一般財団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- (オ)その他ボランティア活動団体

第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

1. 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練や町広報紙でボランティアの重要性を広報し、ボランティア意識の高揚を図る。

2. 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村ならびに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受け付け、登録は原則として発災後に実施することとし、県と十分な連携を図りながら迅速に対応する。

1. 担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応することとなっており、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を調整の上、要請する。

表エラー! 指定したスタイルは使われていません。19.1 各活動担当部局による対応表

活動分野	個人・団体	県受け付け窓口
医療、看護	医師、看護婦、薬剤師、 歯科医師	健康福祉部衛生指導課
応急危険度判定	応急危険度判定士	県土整備部建築指導課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、 情報提供	(公財)千葉県国際交流協会	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一財)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

なお、応急危険度判定士については、平時に講習を行い、登録を行っていることから、発災時に県、建築関係団体等と速やかに連携を図り、応急危険度判定士への連絡とその招集を行う。

2. 災害ボランティアセンター(仮称)及び町による登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される災害ボランティアセンター(仮称)及び町が設置する窓口において受け付け、登録する。

町は、災害ボランティアセンター(仮称)と連携し、ボランティアの協力を得て的確な応急対策を実施する。

3. 被災現地における受け付け

被災地域内住民のボランティア希望者や災害ボランティアセンター(仮称)及び町による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、町のボランティア窓口において受け付けを行い、そこでの災害対策活動に従事する。

4. ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、巡回パトロールによる情報収集などにより、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

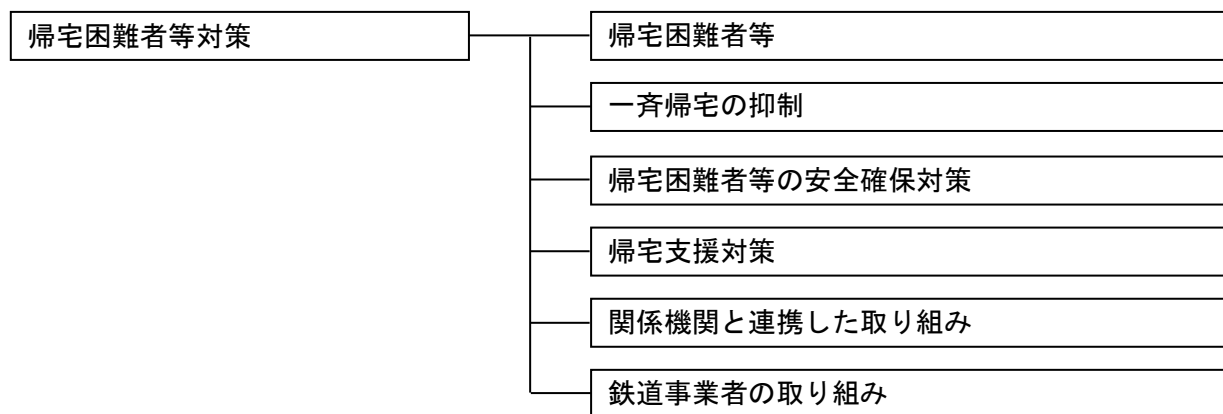
第20章 帰宅困難者等対策

実施担当班〔総務企画課、教育委員会〕

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、町等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

<施策の体系>



第1節 帰宅困難者等

1. 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2. 帰宅困難者の発生予想数

平成22年国勢調査によると、鋸南町で他市区町村へ通勤、通学している町民は1,872名である。利用交通手段別では、鉄道・電車を利用するのは536名で、それ以外の多くは自家用車を使用しているものと考えられる。従って、大規模地震によってJR内房線の不通、国道127号の通行止めが発生した場合、多くの町民が帰宅困難者になることが想定される。

なお、平成19年千葉県地震被害想定調査によると、三浦半島断層帯地震が発生した場合1,439名の帰宅困難者が発生すると予想されている。

第2節 一斉帰宅の抑制

1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は、広報誌、ホームページ、ポスターなどさまざまな媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

2. 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用伝言版（web171）、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3. 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺における、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、県は、町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

4. 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

第3節 帰宅困難者等の安全確保対策

1. 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。特に、本町では、海水浴の時期等観光シーズンに町外から来た帰宅困難者の発生が予想される。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町は、あらかじめ、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

3. 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第4節 帰宅支援対策

1. 帰宅支援対象道路の周知

町は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都縣市と連携して周知を図る。

2. 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、九都縣市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、町内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、町や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

3. 搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦または乳児連れの者など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第5節 関係機関と連携した取り組み

1. 帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

2. 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、駅周辺の地域事情等にかんがみ、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、市町村が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

第6節 鉄道事業者の取り組み

駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。